



令和6年度
U A V (無人航空機) を活用した観測実証実験
公募要領

【提出期限 令和6年5月31日（金）】

UAV【無人航空機】を活用した観測実証実験 公募要領

第1章 公募の概要

1 委託対象事業

UAV【無人航空機】（以下UAV）を活用した観測実証実験は、災害発生初期に、地理的条件、悪天候、夜間など、様々な飛行条件の中で、UAVを保有する事業者へ緊急観測を要請し、要請から統括部への情報伝達時間やUAVの性能別の活用方法を整理し、迅速・的確な災害対応への有効性を検証するものです。

<委託>

UAVを活用した観測実証実験は、以下の業務をそれぞれ委託します。

テーマ①②の観測実験は、災害現場の撮影（静止画、動画）を行い、オルソ画像を作成するものとします。

テーマ③の観測実験は、災害現場の撮影（静止画、動画）を行うものとします。また、後述の平時での観測実験に切り替えた際は、鉄道や幹線道路に影響しない範囲で観測実験を行うものとします。

各テーマは、災害時での撮影を予定しています。なお、テーマの条件は変更しないものの、平時での災害時を想定した観測実験に、状況により切り替えることがあります。平時の際の観測場所については埼玉県内とし、契約額の範囲内において、委託者と受託者で協議の上、決定するものとします。

①降雨時もしくは降雪時における観測実験

内 容：日の出から日没までの間の降雨中もしくは降雪中を想定した観測実験
要 件：実験に使用する機種は、産業用ドローン相当の性能を有し、防水機能と同等の機能を有していることとします。
撮影範囲は1.5ha以上とします。

②夜間における観測実験

内 容：日没から日の出までの間の降雨後または地震後等を想定した観測実験
要 件：実験に使用する機種は、産業用ドローン相当の性能を有しているものとします。
夜間の撮影にあたっては、赤外線カメラの撮影を使用するものとします。それ以外のカメラを使用する場合は、別途ご提案いただき、赤外線カメラ以上の成果が期待できることを県が認めた場合は、その他の手法も可能とします。
撮影範囲は1.5ha以上とします。

③広域情報収集の観測実験

内 容：日の出から日没までの間の広域(200ha以上)観測実験

要 件：実験に使用する機種は、垂直離着陸型固定翼ドローンのうち、航続距離が50km、飛行速度が100km/hを可能とする性能以上のものを有する機種を活用するものとします。
撮影範囲は、200ha以上とします。

※すべてのテーマにおいて使用するUAV(無人航空機)は機体保険に加入、事業者は損害賠償保険に加入しているものとします。

※テーマ①のみ実験回数を2回予定しているため、2事業者を公募します。

なお、1者のみの応募かつ採択された場合は、その事業者と複数回の契約について協議の上、締結するものとします。

【委託業務観測当日のながれ】

- 1 県：観測を行う地域と範囲について要請
(台風等の災害が事前に予測できる場合は事前に要請)
- 2 事業者：観測の応諾
- 3 事業者：観測現場で観測実施
- 4 事業者：観測後、撮影データを送付
(データの受け渡し方法については契約後協議を行うものとする。)
- 5 事業者：観測日以降、オルソ画像作成
(テーマ③は、オルソ画像作成を必要としない。)

※今後の調査検討に活かすため、各手続きにおける時間及び飛行時の気象状況(天候、風速等)を記録するものとする

2 公募に参加する者に必要な資格

埼玉県競争入札参加資格者名簿(設計・調査・測量)に測量業務で登載されている、又は物品等の競争入札参加資格者名簿に測量機器で登載されている者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公募開始日以前である者に限る。また、資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」が埼玉県内の所在地にあること。

なお、下記の「その他の参加資格」ウただし書きに該当する者にあつては、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けていること。

「その他の参加資格」

ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)(以下、「財務規則」という。)

第91条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者はこの限りではない。

エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

3 提出先、相談、問合せ

提出先や実験の内容についての相談、申請書類の作成方法等の問合せ先は、埼玉県危機管理防災部災害対策課です。申請書は電子メールもしくは電子媒体で提出してください。

なお、申請書受付後、内容について確認またはヒアリングを行う場合があります。

4 受付期間

令和6年4月26日（金）9時から令和6年5月31日（金）17時まで

5 想定事業規模

各テーマ 90万円程度

契約額については、内容について精査した上で、応募者の申請書に記載されている実施予定額で行うものとします。

6 スケジュール

応募書類の提出期限	令和6年5月31日（金）17時（必着）
事前相談	<ul style="list-style-type: none">・ 5月10日（金）16時までに災害対策課災害対策担当あて電話またはメールにて連絡をしてください。必要に応じて13日から17日の間で日程調整を実施します。なお、日程調整が不可であった場合は、対応できない可能性があります。・ 事前相談にあたっては、質問事項を一覧表（任意様式）にし、事前に災害対策課災害対策担当までメールにて送付してください。

質問・回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月26日（金）9時から5月17日（金）17時まで質問を受け付けます。 ・ 質問する内容については、一覧表（任意様式）にし、メールにて送付し、電話にて受信確認をしてください。 ・ 5月24日（金）までにいただいた応募者すべての事前相談も含めた質問に対し一覧表にて回答します。なお、回答は埼玉県ホームページに掲載するものとします。
審査・委託事業の決定	<p>6月初旬頃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準に基づき書類審査を行います。内容について確認またはヒアリングを行う場合があります。 ・ 選定結果を通知します（選定結果に関わらず、応募事業者全てに通知）。 ・ 条件付きの決定となる場合もあります。
契約締結	6月初旬以降、随時締結
実証実験実施	令和6年6月～令和7年2月
成果の報告期限	令和7年3月末日
実績報告、精算、委託金（精算払）の支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業完了後10日以内、又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに作業計画に基づく完了報告書等を提出してください。

第2章 応募手続き

1 提出書類・提出先など

(1) 提出期限

令和6年5月31日（金）17時必着

(2) 提出先

埼玉県危機管理防災部災害対策課災害対策担当

E-mail : a8170-01@pref.saitama.lg.jp

TEL : 048-830-8181

(3) 提出方法

電子メールでのデータ提出

※ 電子ファイルは、原則として、Word、Excel、PowerPointで加工可能なファイル形式で提出してください。提出書類でこれによりがたい場合には、PDF形式による提出も認めます。

(4) 提出書類 ※様式は、埼玉県ホームページに掲載

提出書類	チェック
① 申請書 (表紙 Excel)	
② 申請書 (別紙様式1 Word)	
③ 実施予定額 (別紙様式2 Excel)	
④ チェックリスト (別紙様式3 Word)	
⑤ 申請事業の詳細・提案資料 (任意様式)	

【提出にあたっての留意事項】

- ①提出書類は全てパソコン等を用いて作成してください。また、文字の網掛け等、加工した際に見えにくくなるおそれのある手法は用いないでください。
- ②提出書類の作成に要する費用は、応募者で負担してください。
- ③提出された書類は、返却しません。
- ④必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出等を求めることがあります。
- ⑤提出期限後の別紙様式等の提出、差替及び訂正は認めません。
- ⑥以下の別紙様式等は無効となります。
 - ・本事業の趣旨に適合しないもの
 - ・書類の不備等、記載すべき事項が記載されていないもの
 - ・提出期限までに提出されなかったもの

第3章 審査

1 審査・決定について

- (1) 委託事業は、審査基準に基づく審査を経て、決定します。
- (2) 審査は、書類審査（必要に応じてヒアリングを実施）により行います。
- (3) 審査後、全ての提案者に採択・不採択の結果を通知します。
- (4) 委託契約の締結を行うため必要がある場合は、申請内容の修正や条件を付ける場合があります。条件付き採択の場合は、条件を満たした時点で採択となりますので、委託契約時期が遅くなります。

2 審査基準

	評価項目	評価の視点
1	事業実施主体に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的を達成するために必要な人員・組織体制が整っているか。 ・事業を円滑に実施するために各関係者との連携が期待できるか。

2	事業内容に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業達成の内容等が委託者の意図と合致しているか。 ・ 事業の目標が具体的に記載され、実現性・妥当性があるか。 ・ 観測実験の実施において、迅速性、実効性、計画性に優れているか。 ・ DXの推進における、先進技術を取り入れているか。 ・ 各テーマにおいて妥当な機種が選定されているか。 ・ 今後に活かせる課題が抽出・検証できるか。 ・ 妥当な経費が示されているか。
---	------------	---

第4章 採択された場合について

1 契約の締結について

審査等の結果、採択された事業を行う契約予定者と別紙様式等を基に契約条件を調整します。契約条件等が合致しない場合は、契約の締結を行わないことがあります。

2 情報公開・情報提供

委託契約を締結した事業については、事業者の名称と事業の概要を埼玉県ホームページで公表します。

3 委託事業の実施にあたっての留意点

- (1) 委託契約の額は、実施予定額をもとに申請内容を精査した上で確定します。なお、精査にあたりヒアリングすることがあります。
- (2) 委託事業の継続が不可能となった場合や法令に違反する行為があった場合は、委託契約を取り消すことがあります。

4 御協力をお願い

委託事業についての調査や広報に御協力をお願いします。

(例) 広報紙での事業報告、各種イベント・研修会での発表など